

# 第2回 建設候補地周辺自治会説明会

## (新最終処分場)

日時 令和3年3月13日(土)  
午前9時30分～午前11時  
会場 マリアージュ

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

- (1) 第1回建設候補地周辺自治会説明会の概要について
- (2) 第1回建設候補地周辺土地所有者説明会の概要について
- (3) 令和3年度の取組予定について
- (4) 地元組織について
- (5) 情報提供「生活環境影響調査の進め方」

一般財団法人 日本環境衛生センター

4 質疑応答

5 閉 会

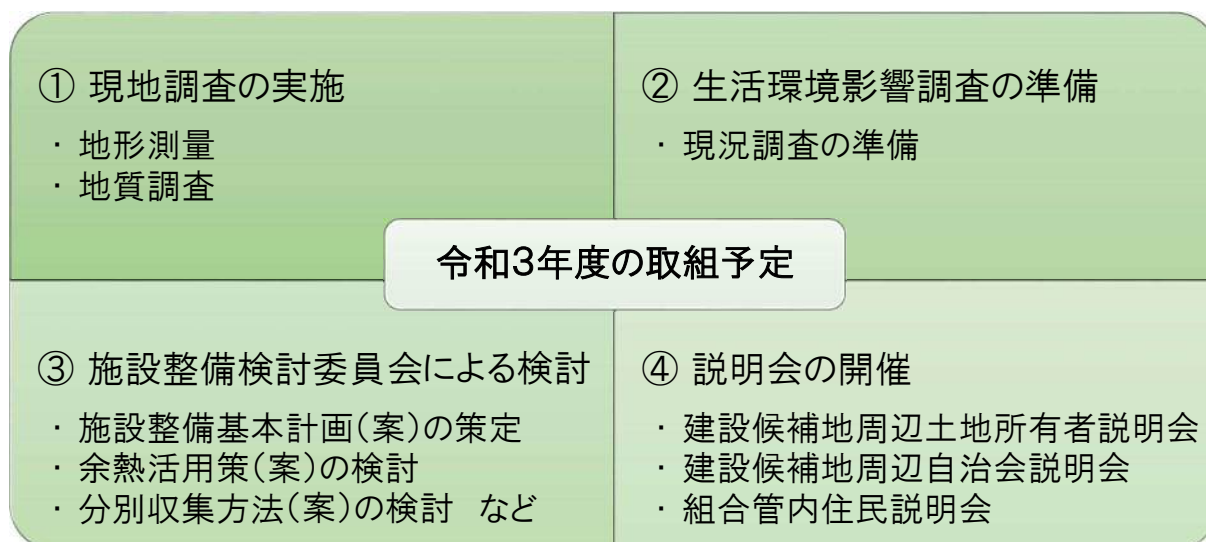
# 1 令和3年度の取組予定について

## (1) 今後の予定（案）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業内容	測量 生活環境影響調査 基本設計など			建設工事		令和8年度中 稼働開始

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地形測量	土地の起伏や形状を測定し、地形図を作成します。		
地質調査	基礎構造物などの検討に必要な土地の土質や地質、基礎地盤、地下水などの状態を調査します。		
	基本設計		
事業範囲を決めます。 取得させていただく土地と隣接する土地との境界の確認をお願いします。		用地測量	
			実施設計
現況調査～予測評価の順で進められます。			用地取得
	生活環境影響調査		

## (2) 令和3年度の取組予定（案）



## 2 地元組織について

### (1) 地元組織とは

#### 施設整備による施設周辺的生活環境などについて、 検討・協議する組織

- ・ ごみ処理に関する勉強会などの実施
- ・ 周辺住民の意見の取りまとめ
- ・ 行政との協議の窓口
- ・ 施設整備への検討・協議
- ・ 事業の進捗状況などの確認 など



#### 新施設稼働後は、生活環境保全に関する組織へ移行

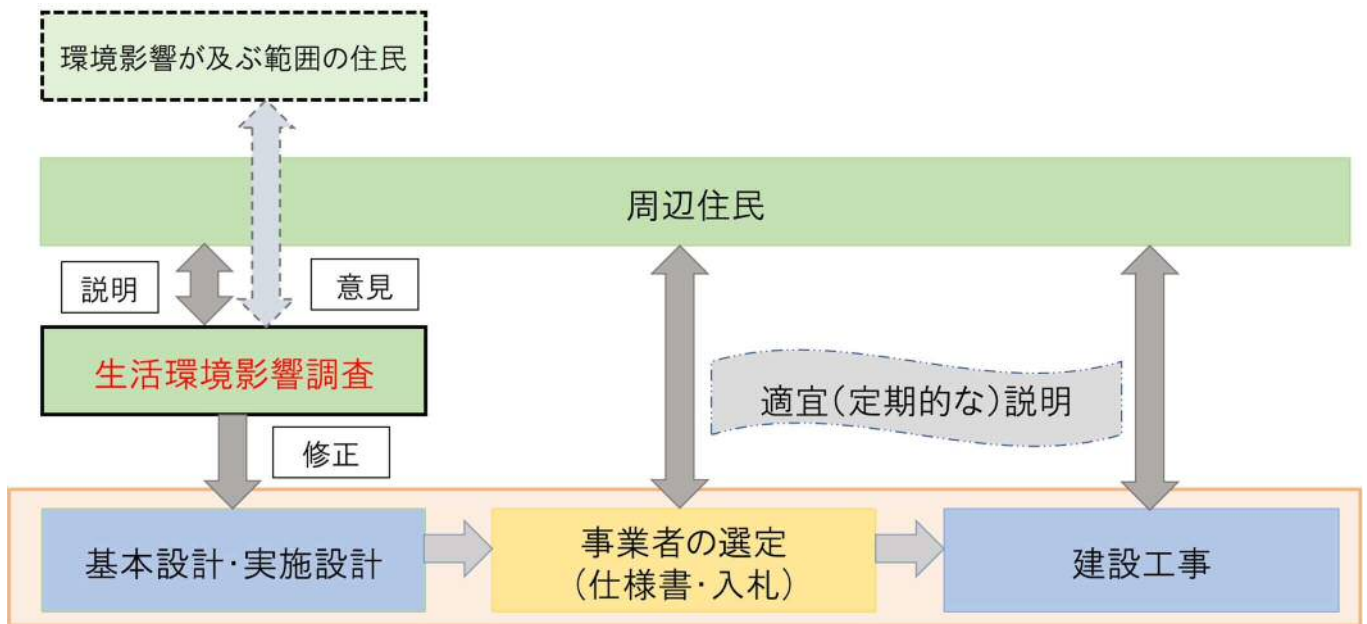
- ・ 施設管理に係る協定の締結
- ・ 施設管理に係る協定の履行状況の確認
- ・ 施設の管理運営に意見する など

### (2) 組合施設の地元組織の例

施設 (竣工)	一関清掃センター (焼却施設 昭和 56 年 3 月 リサイクル施設 平成 14 年 11 月)	大東清掃センター (平成 11 年8月)	舞川清掃センター (平成 10 年3月)	花泉清掃センター (昭和 63 年7月)	東山清掃センター (昭和 58 年3月)	
地元組織	名称	狐禅寺地区生活環境対策協議会	なし	一般廃棄物最終処分場地区協議会	なし	なし
	設立	平成9年 12 月 21 日	—	平成6年8月1日	—	—
	規約	あり	—	あり	—	—
	組織員	狐禅寺地区住民	—	舞川5、7、8、9区長、各区3人の委員	—	—
	主な取組	・生活環境保全 ・公害防止対策 ・安全対策 ・美観対策	—	・廃棄物の適正処理 ・最終処分場の適性管理 ・施設周辺の快適な環境の確保	—	—
協定の締結	相手方	地元組織	3自治会	—	—	1自治会
	協定	狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定	公害防止協定	なし	なし	公害防止協定
	締結日	平成 12 年 12 月 27 日	平成 11 年2月～3月	—	—	昭和 57 年4月5日
施設運営に関する協議をする組織	【地元組織】 狐禅寺地区生活環境対策協議会	【組合組織】 大東清掃センター公害防止対策協議会	【組合組織】 舞川清掃センター運営委員会	なし	【組合組織】 東山清掃センター公害防止協定委員会	

### 3 生活環境影響調査の進め方

#### (1) 全体の流れ



#### (2) 生活環境影響調査について

##### ① 生活環境影響調査とは

廃棄物処理施設については、生活環境を保全するために廃棄物処理法に「技術上の基準」が定められていますが、施設の建設にあたっては不安が寄せられました。

こうした状況に対処するため、1997年に廃棄物処理法が改正されて、設置許可を要するすべての廃棄物処理施設について、

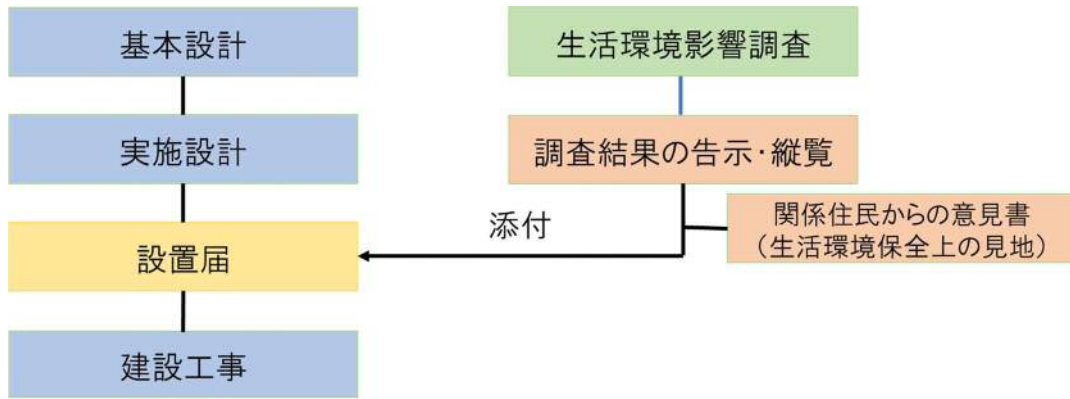
- ・ 施設が周辺地域の環境に及ぼす影響をあらかじめ調査して、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討したうえで
- ・ 施設の計画を作り上げていく

ことを目的として生活環境影響調査の実施が義務づけられました。

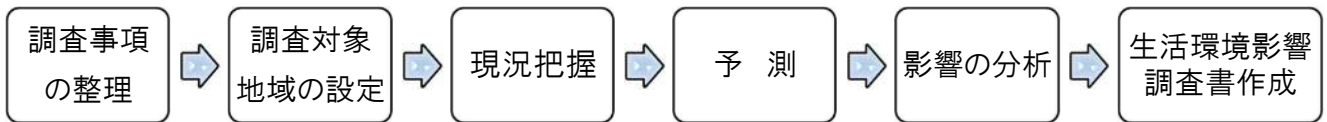
##### ② 生活環境影響調査の取り扱い

- ・ 生活環境影響調査結果は、施設の設置に関する計画、維持管理に関する計画とともに申請書に添付され、知事に提出されます。
- ・ 申請書が提出された後、知事により生活環境影響調査書が告示・縦覧され、関係住民の意見聴取等の手続きが行われます。

### (3) 生活環境影響調査の流れ



### (4) 生活環境影響調査の手順



### (5) 生活環境影響調査の調査項目

調査項目		影響要因	浸出水の流出	処分場の存在	施設の稼働	埋立作業	悪臭の発生	運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん				○		
		二酸化窒素						○
		浮遊粒子状物質						○
	騒音レベル				○	○		○
	振動レベル				○	○		○
	臭気指数(臭気濃度)						○	
水環境	水質	BOD(生物化学的酸素要求量)	○					
		COD(化学的酸素要求量)	○					
		りん、全窒素	○					
		ダイオキシン類	○					
		浮遊物質	○					
	地下水の流れ				○			

# 第2回 建設候補地周辺自治会説明会

## (エネルギー回収型一般廃棄物処理施設)

日時 令和3年3月13日(土)  
午後1時30分～午後3時  
会場 弥栄市民センター平沢分館

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

- (1) 第1回建設候補地周辺自治会説明会の概要について
- (2) 第1回建設候補地周辺土地所有者説明会の概要について
- (3) 令和3年度の取組予定について
- (4) 地元組織について
- (5) 情報提供「環境影響評価の進め方」

一般財団法人 日本環境衛生センター

4 質疑応答

5 閉 会

# 1 令和3年度 of 取組予定について

## (1) 今後の予定 (案)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業内容	測量 環境影響評価 基本設計など			建設工事			令和9年度中 稼働開始

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地形測量	土地の起伏や形状を測定し、地形図を作成します。		
地質調査	基礎構造物などの検討に必要な土地の土質や地質、基礎地盤、地下水などの状態を調査します。		
基本設計			
		用地測量	
事業範囲を決めます。 取得させていただく土地と隣接する土地との境界の確認をお願いします。		造成設計	
			用地取得
方法書作成～現況調査～予測評価の順に進められます。			造成工事
	環境影響評価		

## (2) 令和3年度 of 取組予定 (案)

<p>① 現地調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形測量</li> <li>・ 地質調査</li> </ul>	<p>② 環境影響評価の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法書の作成</li> <li>・ 現況調査の準備</li> </ul>
<p>令和3年度の取組予定</p>	
<p>③ 施設整備検討委員会による検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備基本計画(案)の策定</li> <li>・ 余熱活用策(案)の検討</li> <li>・ 分別収集方法(案)の検討 など</li> </ul>	<p>④ 説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設候補地周辺土地所有者説明会</li> <li>・ 建設候補地周辺自治会説明会</li> <li>・ 弥栄地区住民説明会</li> <li>・ 組合管内住民説明会</li> </ul>

## 2 地元組織について

### (1) 地元組織とは

#### 施設整備による施設周辺的生活環境などについて、 検討・協議する組織

- ・ ごみ処理に関する勉強会などの実施
- ・ 周辺住民の意見の取りまとめ
- ・ 行政との協議の窓口
- ・ 施設整備への検討・協議
- ・ 事業の進捗状況などの確認 など



#### 新施設稼働後は、生活環境保全に関する組織へ移行

- ・ 施設管理に係る協定の締結
- ・ 施設管理に係る協定の履行状況の確認
- ・ 施設の管理運営に意見する など

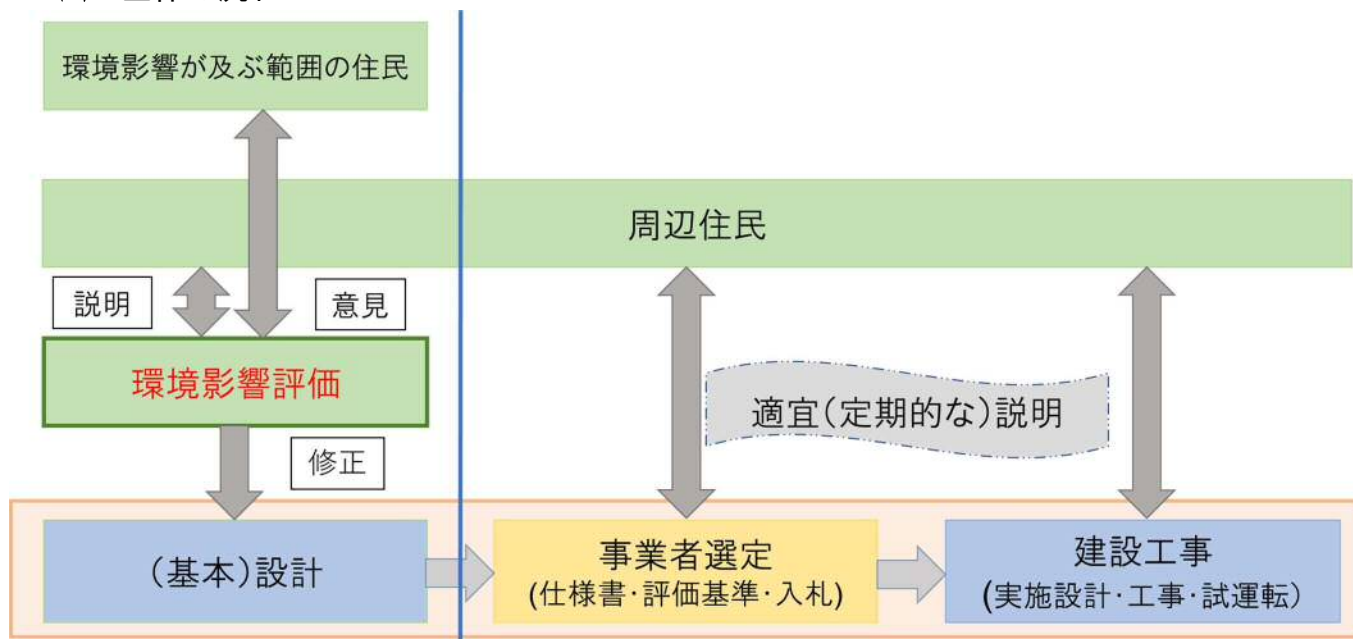
### (2) 組合施設の地元組織の例

施設 (竣工)	一関清掃センター (焼却施設 昭和 56 年 3 月 リサイクル施設 平成 14 年 11 月)	大東清掃センター (平成 11 年 8 月)	舞川清掃センター (平成 10 年 3 月)	花泉清掃センター (昭和 63 年 7 月)	東山清掃センター (昭和 58 年 3 月)	
地元組織	名称	狐禅寺地区生活環境対策協議会	なし	一般廃棄物最終処分場地区協議会	なし	なし
	設立	平成9年 12 月 21 日	—	平成6年8月1日	—	—
	規約	あり	—	あり	—	—
	組織員	狐禅寺地区住民	—	舞川5、7、8、9区長、各区3人の委員	—	—
	主な取組	・生活環境保全 ・公害防止対策 ・安全対策 ・美観対策	—	・廃棄物の適正処理 ・最終処分場の適性管理 ・施設周辺の快適な環境の確保	—	—
協定の締結	相手方	地元組織	3自治会	—	—	1自治会
	協定	狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定	公害防止協定	なし	なし	公害防止協定
	締結日	平成 12 年 12 月 27 日	平成 11 年 2 月～3 月	—	—	昭和 57 年 4 月 5 日
施設運営に関する協議をする組織	【地元組織】 狐禅寺地区生活環境対策協議会	【組合組織】 大東清掃センター公害防止対策協議会	【組合組織】 舞川清掃センター運営委員会	なし	【組合組織】 東山清掃センター公害防止協定委員会	



### 3 環境影響評価の進め方

#### (1) 全体の流れ



#### (2) 環境影響評価について

環境影響評価は、

- ・ 開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかを、
- ・ 開発事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して、関係者の意見を聞き、
- ・ 意見を踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げて行く制度です。

環境影響評価を行うことにより

管理されない無秩序な開発行為による環境の悪化が回避できます。

手順を定めることにより、環境をめぐる不毛の議論を回避して、必要な事業を適正に進めることができます。

日本では、1997年に「環境影響評価法」が制定されました。

#### (3) 県の条例に基づく環境影響評価

##### ① 都道府県の条例に基づく環境影響評価

国は環境影響評価法を定めていますが、都道府県も地域の状況を踏まえて環境影響評価条例を制定しています。

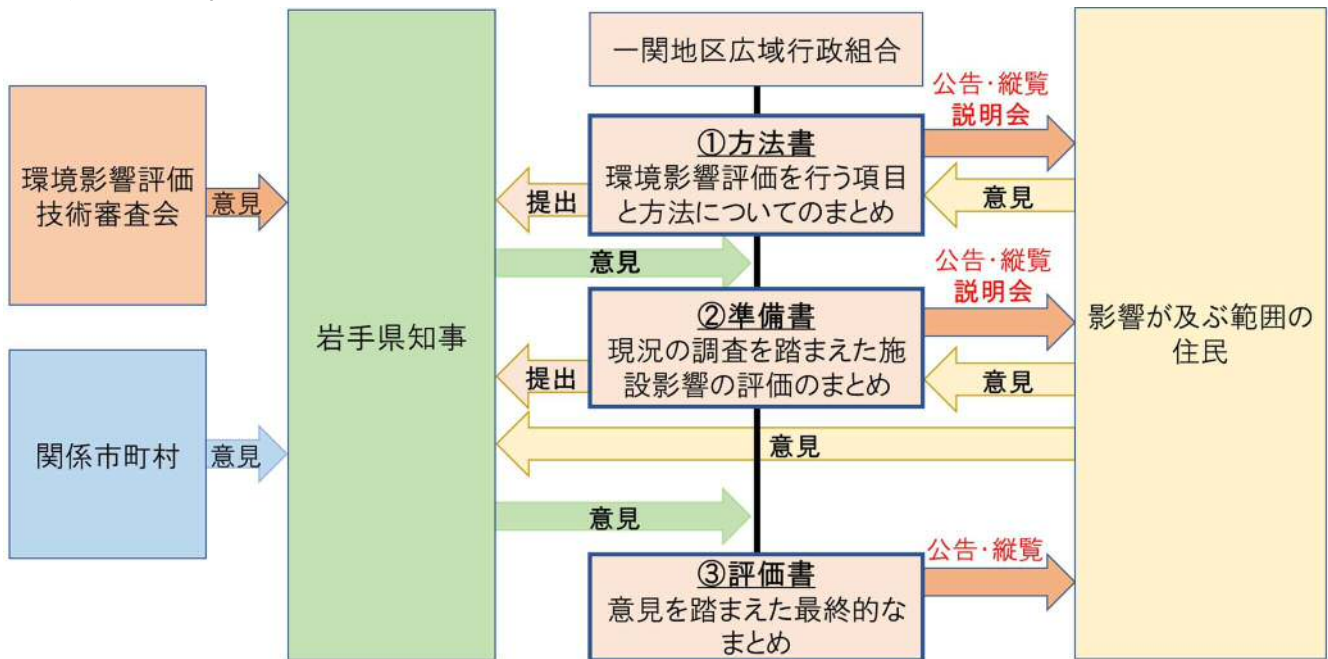
都道府県の環境影響評価条例は、①対象事業の種類が多い、②小規模な事業も対象となっている、③住民の意見を聞くための公聴会の開催が規定されている、④第三者機関による審査がある、といった特徴があります。

##### ② 対象となる廃棄物処理施設

岩手県においては、1日当たり48トン以上のごみを焼却するごみ処理施設は環境影響評価の実施が義務付けられています。

環境影響評価は、廃棄物処理施設以外にも一定規模以上の、ダム、堰、鉄道、火力発電所、太陽光発電施設、宅地造成などについても実施が義務付けられています。

#### (4) 環境影響評価の手続き（概要）



#### (5) 環境影響評価の手続き（補足）

方法書	どのような項目について、どのような方法で環境影響評価を実施していくのかという計画を示したものです。 地域に応じた環境影響評価を行うため、地域の環境をよく知っている住民の意見を聴く手続きを設けています。
準備書	環境影響評価の調査、予測、評価を終えて、その結果を記載した文書で、「環境影響評価書案」とも呼ばれます。
評価書	準備書の公告・縦覧を行った後、住民や県知事の意見を取り入れて、最終的な環境影響評価の結果としてまとめた文書です。
公告・縦覧	公告とは掲示などの方法によって住民に知らせること、縦覧とは書類などを誰でも閲覧できるようにすることをいいます。 環境影響評価では、公告・縦覧の期間が定められています。

#### (6) 環境影響評価の調査項目

環境要素	細区分
大気環境	各種汚染物質(いおう酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質など)、騒音、振動、悪臭など
水環境	水の汚れ、有害物質、地下水の水質など
土壌環境	土壌汚染
地形及び地質	地盤沈下、地下水の水位
動物・植物・生態系	重要な種、注目すべき生息地など
景観	景観資源、主要な眺望
文化財	文化財
廃棄物	産業廃棄物、残土
地球環境	温室効果ガス
その他	地域交通、日照阻害、電波障害など

調査項目として選定しない場合は、選定しない理由を明らかにしなければなりません。